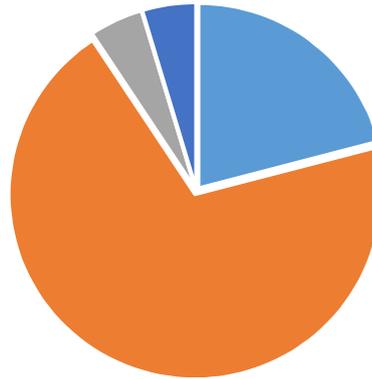


令和7年度本市発注工事における施工管理研修会アンケート結果

・施工管理研修会についての感想をお聞かせください

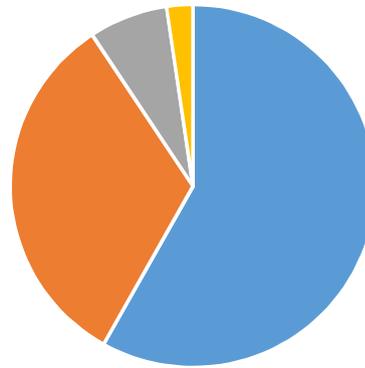
とても良かった	9
良かった	30
あまり良くなかった	2
良くなかった	0
どちらともいえない	2
	43



■ とても良かった ■ 良かった ■ あまり良くなかった ■ 良くなかった ■ どちらともいえない

・来年度以降、施工管理研修会で実施する内容を教えてください

施工管理について(施工計画書、工程、品質、安全管理等)	25
工事検査について(工事検査の流れ、工事成績評価等)	14
その他	3
特になし	1
	43



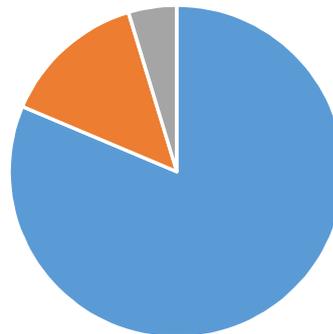
■ 施工管理について(施工計画書、工程、品質、安全管理等)
 ■ 工事検査について(工事検査の流れ、工事成績評価等)
 ■ その他
 ■ 特になし

その他の内容

- ・優良工事の内容さらに細かく説明
- ・必要な書類の説明
- ・電子マニフェスト等

・施工管理研修会の実施方法について、ご意見をお聞かせください

オンラインで実施するのが良い	35
高瀬下水処理場で集まって実施するのが良い	6
オンライン併用で小会議室で実施するのが良い	2
	43



■ オンラインで実施するのが良い
 ■ 高瀬下水処理場で集まって実施するのが良い
 ■ オンライン併用で小会議室で実施するのが良い

令和7年度本市発注工事における施工管理研修会のQ&A

Q	A
音声が聞きづらい(音声が途切れる。ハウリングがある。マイクOFFとしていない参加者からの音漏れなど)	市側のWebexアプリ操作の不慣れ、事前準備の不足が要因と思われるところが多々あったと反省しています。また、あらかじめ指定した発言者以外、マイクミュートが解除出来ない設定をしたいと考えています。
オンラインの環境が良ければオンラインの方が良いと感じた。	市役所側のオンライン環境やWebexアプリ操作は改善の余地がありました。今回の反省を生かし良好な環境設定に努めて参ります。
アーカイブで再視聴ができるようにしてほしい。	本市のシステムでは、クラウド保存が出来ません。録画ファイル容量が大きく配信において、技術的課題がありますが、検討して参ります。
担当課によって提出書類が異なるので作成例を作してほしい。	できるかぎり作成例やQ&Aにて解説していきます。
週休2日制で他業種が一体となっている工事現場の現場閉所の考え方などを示してほしい。	各発注単位で現場閉所日を判断します。週休2日制促進工事に関するQ&A(営繕工事、プラント系工事)のQ20を参照してください。
スリム化をすすめてほしい。 同様な写真が多くなることから、管渠の工事撮影頻度を検討してほしい。	スリム化は必要に応じて進めて参ります。写真管理基準では、施工状況写真は、施工計画書に従い施工していることが確認できる写真の撮影頻度は「適宜」となっております。工事の規模によって変わってきますので、監督員と協議のうえで決定してください。
公告時の金抜設計書について、内訳書の材料費は、一式表記を使用せず、個別に積み上げていただくことはできないでしょうか	内訳書の作成に当たっては、数量等を記載するように努めてまいります。なお、一式表記を使用する場合は、摘要欄等に面積や規格等について内容を記載し、わかりやすい設計書を作成するように努めてまいります。
最低点が65点未満の企業に対する具体的なペナルティを教えてください。過去に一定期間の指名停止処分が科せられたと聞いております。	指名停止措置については「船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領」及び「同運用基準」(以下、「要領等」)に基づいて行っていると

	<p>ころであり、工事成績評定点数は、要領等における指名停止の措置要件ではないため、工事成績評定点数のみによって指名停止となることはありません。</p> <p>工事の施工にあたり発生した事象が、要領等における指名停止の措置要件と認められ指名停止となった場合、当該工事の成績評定において減点となります。</p> <p>工事成績評定点数が入札参加へ及ぼす影響については、例えば65点未満となった場合、翌年度、当該工事と同じ業種で公告された一般競争入札【総合評価型】への参加が出来なくなります。(異なる業種であれば参加できます。)</p> <p>また、建設工事入札参加有資格者名簿登載時の総合点数(客観点数と主観点数の合計)の算出において、過去2年間の業種ごとの工事成績評定点数の平均点に応じて当該業種の主観点数が加算されますが、平均点が65点未満の場合、20点減点されます。</p>
<p>県発注の工事と市発注の工事の兼任について、兼任要件を満たしている場合は兼任を可能としてほしい。</p>	<p>本市では、工事請負代金額等に関わらず、契約工期の始期から工事完成通知書の提出日まで、配置技術者の専任を求めています。例外として、建設業法上、専任が不要である 4,500 万円(建築一式は 9,000 万円)未満の工事については、本市発注工事に限り2件まで兼務を可能としています。</p> <p>市発注工事と県発注工事の兼務が可能であるかの判断にあたっては、両工事の請負代金額や現場間の距離、進捗状況、完成通知日等を確認することが想定されますが、市発注工事同士の確認よりも煩雑になり、受発注者双方の負担増加が考えられること等から、現時点では県発注工事との兼務を可能とすることは考えておりません。</p>

<p>熱中症対策の現場管理費補正で、WBGT、最高気温の元データの提出は、発注者・受注者でネットから共有できるなら不要ではないか。</p>	<p>真夏日率の工事打合せ簿に添付する書類は、真夏日日数集計表のみに改正したいと考えています。</p>
<p>全現場で遠隔臨場を活用するのであれば、詳細が知りたい</p>	<p>遠隔臨場については、試行実施としていますが、こういった現場で効果が上がるのを見極める必要がありますことから、現在は、全ての現場で遠隔臨場を活用することは考えていません。</p>